シンナトリウム、ラサロシドナトリウム

別表第二（第十五条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法	基準
（略）	（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

ナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム

別表第二（第十五条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法	基準
（略）	（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和元年十二月二十七日から施行する。